

「特定小型原動機付自転車」 に関する交通ルール等について



令和5年7月1日、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されました。

これにより、一定の要件を満たす電動キックボード等に限り、特定小型原動機付自転車として新たな交通ルールが適用されます。

【広報啓発動画】

特定小型原動機付自転車の基本的な交通ルール等に関する交通安全教育用映像を掲載しています。

交通ルール等を正しく理解して、安全に走行しましょう。

【動画のダウンロード】



- ★ [「特定小型原動機付自転車とは」](#)
- ★ [「特定小型原動機付自転車の基本的なルール」](#)

【警察庁公式 YouTube 動画の視聴】

《守ろう！交通ルール！～特定小型原動機付自転車～》



- ★ [「カフェでレッスン 特定小型原動機付自転車の基本的な交通ルール！」](#)
- ★ [「交通ルールを守らないことによる危険性 特定小型原動機付自転車」](#)

《特定小型原動機付自転車の安全利用～乗るなら交通ルールを知ってから！～》



- ★ [「特定小型原動機付自転車とは」](#)
- ★ [「特定小型原動機付自転車の基本的なルール」](#)



【警察庁ホームページ】

- ★ [特定小型電動機付自転車に関する交通ルール等について](#)

